

# 「認定NPO法人」制度 税制優遇等の メリット

…税理士の大沢英夫さんに聞く

少し、がんばると手が届くように改正された「認定NPO法人」制度…  
NPO法人が認定を取ると寄附金が集めやすくなります。  
なんといっても寄附者が喜びます!

税理士・大沢 英夫 さん

プロフィール

NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク会員。  
NPO法人いわて企画塾理事長、NPO法人福祉支援理事・事務局長  
NPO法人の講義がNHKテレビ番組「クローズアップ現代」でも取り上げられた。  
盛岡市在住。

## 義援金と 支援金の違い



活動資金を集めているときには、それが義援金か、支援金かと悩むこともあります。  
義援金は、被災者に対する慰謝激励の見舞金ですから、NPO法人の会計処理としては「預り金」になります。これに対して支援金は、他の団体へ全額拠出するようなものは義援金と同じですが、支援金を受け取ったNPO法人の災害支援活動に使われるものは受取寄附金収入として会計処理されます。寄附金についての税制優遇についてしっかりと理解することがNPO法人には求められます。

## 税制優遇措置を 理解する



阪神淡路大震災を契機として制度化されたNPO法人制度ですが、このたびのNPO法・寄附税制の改正も、東日本大震災時と歴史的な大災害に見舞われている時でその偶然性に驚いています。県内のNPO法人などの団体は、民による公共の担い手として、被災者支援等に活躍されています。  
活動の結果、様々な資金が集められています。寄附などにより資金を得たNPO法人にとって、認定NPO法人としての認定を受けていけば、税制上の優遇措置を得られます。NPO法人はこの優遇措置をしっかりと理解したいところです。

## 認定NPO法人 には税制上の メリットがある



NPO法人の中でも、より高い公益性の基準を満たすものと認定を受けた法人を、「認定NPO法人」と言います。今年の4月1日から改正法が施行され、認定NPO法人としての認定事務が仙台国税局から岩手県に移管され、わざわざ仙台まで出向くことがなくなりました。認定NPO法人制度には、NPO法人には無い、次のような税制上の利点があります。

### イ. みなし寄附金

同じ法人内で、税法上の収益事業から特定非営利事業（本部など）へ移動した金額（本部経費などに充てた金額）のことです。

このみなし寄附金は、NPO法人では経費とは認められず課税対象ですが、認定NPO法人では、所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額までは経費と認められます。

### ロ. 認定NPO法人への寄附への優遇 ① 税額控除の利点

個人の方からの認定NPO法人への寄附は、特定寄附金として、所得税から控除することが認められています。

## 認定NPO法人 への寄附者に対する 税制上の 優遇措置



下図を参考にしましょう!

## 個人が寄附をする場合



個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

- ① 所得税額の控除額  
(税額控除を選択した場合)  
→ (寄附金額 - 2,000円) × 40%
- ② 住民税額の控除額  
(都道府県と市区町村双方が指定した場合)  
→ (寄附金額 - 2,000円) × 10%

⇒ 国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。